

## 子育て支援医療費助成制度について

子育て支援医療費助成制度とは、健やかに子どもを生み育てる環境づくりの一環として、乳幼児及び児童の医療費の一部を支給することにより次世代を担う子どもの健康の保持・増進を図り、安心して子どもを生み育てやすいまちづくりを目指すことを目的とする制度です。

### 助成対象

対象年齢		0歳～小学校6年生	中学生	18歳年齢到達以後 最初の3月31日まで
受給者証 (色)	入院外	白色	さくら色	あさぎ(浅葱)色
	入院	白色		
助成内容	入院・入院外	保険診療自己負担分のうち、1ヶ月・1医療機関200円を超える分が助成対象		

※入院外とは、通院・歯科・調剤など、入院以外のものを言います。

※保険適用のみが助成対象です。(予防接種、健診費用、文書料等の保険適用外の場合は対象外です。)

### 助成方法

・京都府内の医療機関を受診した場合	受給者証を提示して自己負担額(200円)を支払って下さい。
・京都府外の医療機関を受診した場合 ・受給者証を提示せず健康保険証のみで受診した場合	医療機関で請求された金額をお支払いのうえ、下記のとおり、 <u>役場で償還払いの手続き</u> をして下さい。 <b>【申請に必要なもの】</b> ・領収書 ・振込先口座が分かるもの(保護者名義の口座) ・健康保険証(※) ・子育て支援医療費受給者証 ○診療月の翌月以降にまとめて申請してください。 ○手続き漏れがないよう早めにご申請下さい。

(※) マイナ保険証、有効期間内の保険証、資格確認書のいずれか

10割負担 した場合	保険適用分を10割負担で医療機関に支払った領収書をお持ちの場合は、まず加入している健康保険(健保組合・協会健保・国保など)で健康保険負担分(就学前児童は2割)の精算をした上で、健康保険から給付された金額の分かる書類と、子育て支援医療の償還払いに必要な書類を持参し手続きをして下さい。
保険証・住所 などの変更	住所・氏名・健康保険に変更があった場合は速やかに役場へ届け出てください。転出などで資格喪失となった日以降は助成対象外となりますので、速やかに受給者証を役場へ返還して下さい。

【お問い合わせ先】 大山崎町役場 健康福祉部 福祉課 児童福祉係 (1階7番窓口)

Tel075-956-2101 8時30分～12時、13時～17時15分(土日祝日を除く)